

令和元年第2回定例会（第7号） 本文

○議長（長谷川章悦君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

日程第35 議員提出議案第11号 青森市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長谷川章悦君） 日程第35議員提出議案第11号「青森市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。8番館山善也議員。

〔議員館山善也君登壇〕

○8番（館山善也君） 自民・志政会、館山善也です。議員提出議案第11号「青森市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明をさせていただきます。

この条例改正案は、青森市議会議員定数35名から32名とする条例の改正の制定について提案するものです。

昨年度、青森市議会議員改選前の平成30年第2回定例会及び平成30年第3回定例会の2回とも賛成少数で否決となりました本条例改正案ですが、改選後に議員各位との話し合い等により、定数削減については一定の理解を得て再提案するものです。

削減についてと申し上げたのは、議員定数の考え方には客観的な根拠がないものと各自承知しており、各議員おののの考えがあるのは当然のことです。ここで説明するのはあくまでも私の考え方、1つの考え方でしかありません。

私が3名削減し32名とした考えは、これまで申し述べましたが、青森市議会の常任委員会制を基準とした観点からです。常任委員会制の設置により、行政分野ごとに議員間で集中的に議論、審議を尽くせる、その効果性から多くの自治体でも取り入れられています。そこで、本会議の議員数と常任委員会の委員数を偶数化とし、採決における可否同数をなくすことにより、議長並びに常任委員長は公平、中立の立場において議事進行に努めることができます。さらに、現在の会派数の意向が委員会に反映できる偶数人数とすると、1委員会につき8名が適しているとの考え方から、常任委員数を8名とし、委員会を4つ設置していることから、議員定数32名となるものであります。

さきにも述べましたが、この考え方方は私の考え方であり、削減への考え方方は各議員とも違います。議員定数を決める上では合理的な基準はありませんが、議員定数削減には各議員とも一定の理解があるものと考えます。

以上踏まえて、このほど議員定数削減案を提案させていただきました。

よりよい市政実現のために議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。長らく御清聴ありがとうございました。

○議長（長谷川章悦君） これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川章悦君） 質疑はないものと認めます。

○議長（長谷川章悦君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第11号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長谷川章悦君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

19番村川みどり議員。

〔議員村川みどり君登壇〕（拍手）

○19番（村川みどり君） 日本共産党の村川みどりです。議員提出議案第11号「青森市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」に対する反対討論を行います。

昨年10月に戦われた青森市議会議員選挙直前、定数を32人に削減する条例案が2度にわたって否決されました。そして、今回も同じ定数削減が提案されています。

ことしの1月から開催されている議員定数削減に係る検討会の会議概要を読みますと、なぜ3人削減するのか、32人にするのはなぜなのか、市民の多様なニーズや意思を反映するために、全住民を代表するにふさわしい数についての議論が全くされていませんでした。数の帳尻合わせを行っていたというふうにしか読み取れません。

5月10日に開催された青森市議会基本条例研修会で青森中央学院大学の佐藤准教授は、各地の議会報告会の様子を紹介する中で、議員定数や報酬を決める際も市民意見を聞く手法を取り入れていくことが必要だと提言していました。今、削減が決まったとしても、実行されるのは3年後の選挙からです。市民の声をよく聞いてからでも遅くはありません。議員定数を考える基準について、議会内外にいろいろな声があるようですが、私は、それが議員報酬引き上げとのバーター、つまり、物々交換であったり、それによって、どの議員、どの党を有利、不利にするという思惑であったりしてはならないと思います。その基準はただ1点、多様な市民の意見が適切に反映されるかどうかにあります。昨年10月に示されたこの結果をまずは受けとめて、その多様性に敬意を払うことこそ当然の姿勢ではないでしょうか。

定数削減に関する識者の意見として、前全国都道府県議長会議事調査部長の野村稔氏は、議員定数についての理論的根拠、るべき基準が明示されればよいが、残念ながらない。現状は、大多数の地方議会が減少させているため、減少が善で、地方自治法に基づき法定数どおりの議員数としているのは適正でないかのような印象を与える。減数によって浮く金額に目をとられ、反対に住民意思の反映機能、執行機関に対する監視機能の低下についての検討がおろそかになっている。議員が減れば、監視機能が確実に低下するのに、それが表面化していないだけであると述べています。また、山梨学院大学の江藤俊昭氏は、行政改革の波の中で、議会も同様な理論で改革が必要だと叫んでいる人たちに迎合し、盛んに議員定数削減や報酬削減を進めているが、それぞれの議会にとって必要な定数はどれくらいかといった論点を明確にしないまま削減競争に走る姿は、むしろ議会の自殺行為に思えてならないと述べています。

日本共産党は、まずは市民意見を聞くこと、身を削る、行政改革と言うなら、市政の無駄をしっかりとチェックし、監視機能を高めること、そして、市民の税金を使っている以上、政務活動費の領収書を市民にしっかりと公開することが必要と考えます。そのことが議会と議員に対する不信感を取り除き、市民からの理解が得られる第一歩だと思っています。

帳尻合わせの定数削減は、将来にわたって限りなく定数削減を許すことになりかねません。市民の声を議会から遠ざける議員定数削減には反対の立場であることを表明し、討論といたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（長谷川章悦君） 次に、31番赤木長義議員。

[議員赤木長義君登壇]

○31番（赤木長義君） 議員提出議案第11号「青森市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」、賛成の立場から討論を行います。

昨年の青森市議会第2回定例会及び第3回定例会において、青森市議会議員の定数を35人から32人にする条例案が提案されましたが、日本共産党、市民クラブ、社民党などの反対により否決となりました。主な否決の理由としては、拙速な提案であること、議員定数を32人とする根拠が希薄であることといった内容でしたが、今般、改めて議員定数を35人から32人に削減する条例案の提案がなされました。

さて、青森市の人口は、平成22年の国勢調査で30万人を割り込み、平成31年4月の住民基本台帳上では28万2061人となっており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計では、今後一段の減少が予想されています。また、厚生労働省による人口動態統計調査から作成した「2040年の人口の動向について」によれば、青森市の人口は2015年から約30%減少し、約20万人になると推計されます。

なお、本市の有権者数は、選挙権年齢が18歳に引き下げられた平成28年7月の参議院選挙で新たな有権者約6000人が上乗せされたことによって約24万9000人になりましたが、本日の東奥日報でもあるように、現在では約24万5000人と4000人減少しているという事実を認識していただきたいと思います。

私は從来から、議会はその権能を果たすことができる最少の経費であるべきとの立場であります。今回の議員定数削減に当たり、各派代表者会議での呼びかけもあり、自民・志政会、自由民主党、市民の声あおもり、市民クラブ、公明党及び無所属議員2名も参加して協議を行い、議員定数を35名から32名に削減することを提案することになりました。日本共産党に対しても参加を呼びかけ、議会事務局を通して情報を提供していましたが、定数削減の協議に一度も参加することはありませんでした。市議会の各会派として、削減数についてはそれぞれ異なりますが、議員定数削減という身を切る改革を断行すべきとの考え方方が日本共産党を除いた各会派において大筋の共通認識となったことは喜ばしい限りです。

しかしながら、議員定数削減で二元代表制の一翼を担う議会の多様性が失われることがあってはなりません。今まで以上に議員が汗をかいて、より幅広い層の意見が市政に反映されることについて、議会として努力をこれまで以上に行い、少数意見や多様な意見を酌み取る必要があります。加えて、今後、議員に求められる仕事は量的、質的に増加していくことは容易に予想できますが、議会改革の旗印として青森市が制定した議会基本条例第3条で規定している議員の活動原則に基づき、不断の研さんに努め、自己の能力及び資質を高めるなど、議員力をアップさせることによって市民の負託に応えていくべきであると考えます。

それでは、議員定数の根拠について所見を述べさせていただきます。

平成23年の青森市議会第1回定例会において定数削減が可決されました。定数は、議会で可決に至るまでの議論の中で、各会派が当時の法定上限の38人をベースに、さまざまな数値を主張されていましたと承知しておりますが、検討、議論を重ねた結果、妥当性のある数値として35人という定数で意思決定がなされたものと認識しています。すなわち、現在の議員定数である35人にも明確な根拠がなく、絶対視する必要性はないということです。また、議員定数については、平成23年の地方自治法の改正により、議員定数の上限を撤廃し、市議会みずからが条例で決定することとされたことから、現在は法的な根拠はなく、当然にして数式などにより自動的に算出する方法もないなど、客観的な根拠を持つことは非常に難しいものであるということも申し添えておきたいと思います。

このような中、議員定数の削減に当たっての根拠として、中核市と比較することは、同じ権能を持つ都市において実際に運用されているという点において、一定の合理性があるものと考えます。中核

市は54都市あり、全国市議会議長会の市議会議員定数に関する調査結果（平成29年12月31日現在）によると、30万人未満の中核市11都市の議員定数は、35人以上は本市を含む3都市ですが、それ以外の8都市は34人以下あります。さらに、30万人を超える都市であっても、議員定数が34人以下の都市は6都市あります。これは、35人未満の定数であっても、十分に中核市として議会の権能を果たすことができるという証左であり、定数削減の妥当性はあると言えます。

続いて、人数の考え方であります。人数については、昨年の青森市議会第2回定例会において、常任委員会に着目しての説明がありましたが、私としても、市議会で議論を尽くすためには、付託案件の審査などを専門的かつ詳細に審議する常任委員会が十分に機能を果たすことが必要であることを考慮すれば、合理的な手法ではないかと思います。青森市議会では、行政分野ごとに4つの常任委員会が設置されていますが、これまで支障なく運営されてきたこと、そして、その委員数についても、都市建設常任委員会が8名で運営され、特段の課題もなかったことを考慮すれば、4つの委員会全てを8名にしても、客観的に考えても大きな支障を来すことではないと考えます。あえて申し述べますが、私の主観的な考えを申せば、各常任委員会の人数は7人でも問題ないと認識をしています。

加えて、人数について、これまでの青森市議会の例から見て、可否同数の場合における議長・委員長採決が頻繁に発生することはないと思いますが、制度を設計する上では、議長の中立性に配慮し、偶数とすることには一定の意義があるものと考えます。念のため、中核市の議員定数の約7割が偶数となっていることも申し添えておきたいと思います。

議員定数につきまして、私は、他の多くの中核市が人口1万人当たり議員1人の割合で対応していることを踏まえれば、議会基本条例の趣旨にのっとり、さらなる削減に向けて検討していくべきとの立場であります。特に同じ中核市である枚方市は、本年の5月の段階で人口が青森市より10万人以上多い人口である40万1513人ですが、議員定数は今回提案される32名という状況です。議員1人当たりに対する人口割合は1万2547人であります。仮に青森市議会の議員定数が32人となった場合の本年4月の人口28万2061人に合わせて割合を算出するならば、議員1人当たりに対する人口割合は8814人となり、同じ中核市の枚方市と比較すれば約3700人少ないことになります。したがって、今般提案される32人という定数は、身を切る改革に向けて多くの会派の合意点として一定の妥当性のある数値であり、現時点ではベターの案ではありますが、さらなる削減に向けての出発点としなければなりません。

いずれにせよ、市民の信頼を得るために、議会みずからが率先して身を切る改革に取り組む強い覚悟と行動が必要であると申し上げ「青森市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」の賛成討論といたします。御清聴まことにありがとうございました。

○議長（長谷川章悦君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第11号については反対討論がありますので、起立により採決いたします。

議員提出議案第11号については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（長谷川章悦君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第36 議員提出議案第12号 所得税法第56条の廃止を求める意見書